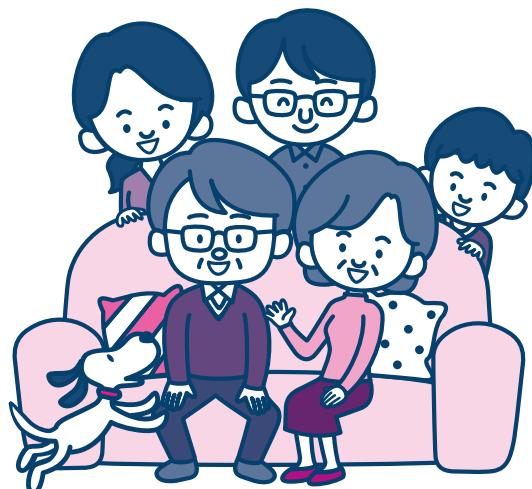


FUJIFILM 2026 年度 商品パンフレット保存版

富士フィルムグループ団体保険の案内

お得な
保険料30%の
割引適用！

従業員の皆さんとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】 2026年2月5日(木)

【申込方法】

1 前年同条件で継続 ➡ お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退 ➡ 以下はインターネットでお手続きください。



- ・団体損害保険（三井住友海上）
- ・社員グループ保険（日本生命）
- ・生活習慣病保障プラン（大樹生命）

お手続きは FFBX ホームページから ➤ <https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フィルムホールディングス株式会社

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。

スケールメリットを生かした制度で加入できるさまざまな商品をご用意しております。

ご家族皆さまご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能
- ④ ライフィベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
→保険料のお支払いは給与天引き
→ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。

お取扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品をとりそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

団体損害保険 三井住友海上

各種の損害に備える保険

-  ケガ保険
-  病気保険
-  賠償保険
-  携行品保険
-  ゴルファー向け保険
-  長期収入サポートプラン

いのちの保険 日本生命

万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険



- 社員グループ保険
- (団体用生命保険)

医療保険 大樹生命

病気やケガに備える保険



生活習慣病保障プラン

通年お手続きいただける商品

自動車保険 三井住友海上・東京海上日動火災

自動車の保険



- GK くるまの保険
- トータルアシスト

火災保険／地震保険 三井住友海上

住まいの保険



GK すまいの保険

医療保険 アフラック

病気やケガに備える保険



- 医療保険
- がん保険

ペット保険 アニコム損害

ペットの保険



どうぶつ健保

2026年度の主な改定について

■三井住友海上<団体損害保険>病気保険について

■疾病手術に伴う費用補償特約・疾病手術臨時費用対象外特約の廃止（8E、8I、8H、8Fセット）

手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いしていましたが、特約廃止に伴い、疾病手術費用保険金は支払い対象外となります。

■三井住友海上<団体損害保険>についてコロナ禍以降の医療状況や物価上昇などを踏まえ、保険料が改定となります。何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

各プラン保険料はP7～P14をご確認ください。

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

①団体損害保険（三井住友海上）

②社員グループ保険（日本生命）

③生活習慣病保障プラン（大樹生命）

.....パソコン可・スマホ可。

お勤め先によってインターネット手続きがご利用いただけない場合があります。

詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

インターネットによるお手続きサイトの入り口

①～③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート（FFBX）のホームページ（以下、HP）※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※スマホでお手続きの場合

STEP1・2の代わりに、
以下より、STEP3へ



STEP1：トップ画面の「団体保険 一斉募集のご案内」をクリックしてください。

↓
STEP2：「富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社従業員の方はこちら」をクリックしてください。

↓
STEP3：Web手続きのできる①～③の商品は「ID・初回PW」を参照のうえ、「お手続き」をクリックしてください。

【ご注意】

※FFBXのHPよりアクセスいただかないと保険会社サイトの認証がされず、お手続きいただけない場合がございます。

※①団体損害保険（三井住友海上）のお手続きは「Microsoft Edge」をご使用ください。

保険金・給付金のインターネット手続きについて

●保険金・給付金のお手続きもHPより連絡、依頼ができます。

●団体損害保険（三井住友海上）は専用WEBサイトで以下ができます。

（ご利用には条件があります）

○ケガ保険／病気保険／携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。

詳細は同封の三井住友海上「保険金請求WEBシステム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社団体保険 商品一覧

富士フィルムビジネスイノベーションおよび関連会社にお勤めの皆さんと
そのご家族さまだけが加入いただける制度です。

	保険種類	プラン	保険料割引率等	保障(補償)対象地域	加入対象者(被保険者となる方)	加入年令(保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期(契約日)	保険終期	保険料払込方法(給与天引き)	ネット手続き	お手続き方法			
												新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし
各種の損害に備える保険 <small>保険募集期間にお手続きいただける商品</small>	团体損害保険(引受保険会社 三井住友海上)	ケガ保険	30%*1	国内外問わず	本人および家族一部本人のみ	制限なし	◎ 団体割引で継続可 一部プラン変更要	2026年4月21日午後4時	2027年4月21日午後4時	6月給与から	○ 保険募集期間のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体募集期間：インターネットにてお手続きください。 ● 団体募集期間以外：FFBX保険SCへお問い合わせください。 			
		病気保険	30%*1	*2	本人および家族一部本人のみ	生後15日以上～79才 ※親介護一時金・休業補償は20才～89才	◎ 团体割引で継続可 一部プラン変更要								
		賠償保険	30%*1	*4	本人	制限なし	◎ 团体割引で継続可								
		携行品保険	30%*1	国内外問わず	本人(家族型あり)	制限なし	◎ 团体割引で継続可								
		ゴルファー向け保険	6 E、6 D 6 A、6 B	30%*1	*6	本人および家族	制限なし	◎ 团体割引で継続可							
			6 F	30%*1	*7	本人	制限なし	◎ 团体割引で継続可							
		長期収入サポートプラン	30%	国内外問わず	本人	15才～59才	×								
万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険	社員グループ保険(引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6カ月超*70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊P43・P51をご確認ください。	2026年4月1日	2027年3月31日	4月給与から	○ 保険募集期間のみ*9	インターネット	<p>お手続きは不要です。</p> <p>お見積り・資料請求はこちらからお問い合わせください。</p> 			
生活習慣病・三大疾病に備える保険	生活習慣病保障プラン(引受保険会社 大樹生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および配偶者	本人 15歳6カ月超* 69歳6カ月以下 ※配偶者は満18歳以上	×	2026年4月1日	2027年3月31日	4月給与から	○ 保険募集期間のみ	インターネット				
通年お手続きいただける商品	病気やケガに備える保険	医療保険(引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず	本人および二等親以内の家族	0歳～満85歳	○ 個別扱いで継続可*8	随时	一生涯の保障(一部の保障・特約は除く)	保険契約日の当月給与から	×				
		がん保険(引受保険会社 アフラック)	約0.9%*15	国内外問わず	本人および二等親以内の家族	0歳～満85歳	○ 個別扱いで継続可*8	随时	一生涯の保障(一部の保障・特約は10年更新)	保険契約日の当月給与から	×				
自動車の保険	自動車保険(引受保険会社 三井住友海上火災・東京海上日動火災)	35.0%*10,11	国内のみ	本人および家族	制限なし	◎ 団体割引で継続可	随时	保険始期月の2ヵ月後給与から	○	FFBX保険SCへご連絡ください。申込書を送付します。	FFBX保険SCへお問い合わせください。				
住まいの保険	火災保険／地震保険(引受保険会社 三井住友海上火災)	10%(火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限なし	◎ 団体割引で継続可	随时	保険始期月の2ヵ月後給与から	×						
ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保(引受保険会社 アニコム損害)	月払約10%*12 年払3%*13	国内のみ	本人および家族(保険の対象 犬・猫)	犬・猫 どうぶつ健保 「ふあみりい」「ぶち」 7歳11ヶ月まで どうぶつ健保 「しにあ」8歳以上年齢上限なし	◎ 団体割引で継続可	随时	保険始期月の2ヵ月後より口座振替	○ 新規お申込みのみ*14						

*1 損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。
 *2 基本補償・親介護一時金・休業補償・本人介護一時金は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象。
 *3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)
 *4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(日常生活賠償は一部国内のみ補償(注)、受託物賠償は国内で借りたもののみ国内外で補償(注))
 (注)詳細は別冊P10、P11をご参照ください。

*5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子も補償対象。
 (注)詳細は別冊P25の1、「(1)」をご参照ください。
 *6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償。
 *7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償。

*8 富士フィルムビジネスイノベーションの社員の方は退職後の取扱いが異なる場合がありますので、代理店・取扱者までお問い合わせください。
 *9 加入内容照会は通年で可能。
 *10 2026年3月1日始期～2026年2月28日始期の契約は、団体割引35%が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体会のお引受け実績に応じて毎年3月1日に見直されます。2026年3月1日以降始期契約の団体割引率は、FFBX保険SCへお問い合わせください。
 *11 団体扱いの対象となる方の範囲(契約者、記名被保険者、車両所有者等)や団体扱い契約時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。
 [注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたつての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・取扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 *12 保険料の分割割増がかかるため、一括割引適用のため。
 *13 既にアコムにご契約の方は、団体扱への切替は紙帳票での申込となります。
 *14 割引率はご加入内容等によって異なります。ご年齢や保険内容等によっては個別料率と同じ保険料となる場合があります。
 *15 割引率はご加入内容等によって異なります。ご年齢や保険内容等によっては個別料率と同じ保険料となる場合があります。

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があつた場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

「社員グループ保険」「生活習慣病保障プラン」「家族生活(費)保障保険」について、募集締切（2026年2月5日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。

団体損害保険はP15 <Q8>をご確認ください。

3. 病気保険（団体損害保険）について

- 継続加入の方は原因発生日（発病日）が2026年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2026年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- 原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年令によって保険料が変わりますので、必ずP9～10で保険料をご確認ください。

- 病気保険では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方については、継続時にあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。（詳細は別冊P36～P42「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問1、2のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 長期収入サポートプランは年令によって保険料が変わりますので、必ずP13で保険料をご確認ください。

5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで1年間保管ください。

お勤め先が富士フィルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フィルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。

（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

ご退職時のお手続き

●退職後継続のお取扱いについて

- | | |
|--|---|
| 団体契約または
団体扱いで継続 | <ul style="list-style-type: none">団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）社員グループ保険（原則、定年退職者に限る）自動車保険火災保険ペット保険 |
| ※翌年からは富士フィルムグループOB団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。 | |
| 個人扱いで継続 | <ul style="list-style-type: none">アクサ生命（新規募集停止）アフラック |
| ※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。ただし、アフラックは富士フィルムビジネスイノベーション社員の方に限り、退職金受け取り方法により団体扱いで継続できる場合があります。 | |
| 退職により終了 | <ul style="list-style-type: none">長期収入サポートプラン生活習慣病保障プラン家族生活(費)保障保険（新規募集停止）積立式団体終身保険（新規募集停止） |

●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フィルムビジネスエキスパート（株）保険サービスセンターより手続書類をお送りいたします。
保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケガ保険



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人 および 家族	○	P 1~ P 2

*一部プラン変更要

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

	1 A	2 A
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	3,500円	7,000円
傷害手術保険金 <small>事故発生日から180日以内</small>	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	255万円	510万円
月額保険料（年令にかかわらず）	930円	1,870円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入いただけます。お仕事中の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
*ご家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

	1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金 <small>事故発生日から180日以内</small>	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	240万円	480万円	240万円	480万円
月額保険料（年令にかかわらず）	950円	1,880円	1,360円	2,720円

Pickup!

\ 自転車に乗る方必見！ /

自転車事故リスクへの備え



賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故

9,521万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2025年8月版）」より

賠償保険（5F）への加入で

1億円まで補償！ + 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

☞ 賠償保険（5Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

ご注意点

ケガとは

通院認定について

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

傷害死亡保険金受取人

傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

みなし通院について

通院されない場合で、所定の部位を固定するためにギブス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ただし、医師の指示による固定であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。「ギブス等」とは、ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBフレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体化して固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。

また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。

- ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
- ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）
- ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
- ・頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体化して固定した場合に限ります。

病気保険

基本補償

割引率
30%

補償内容

病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、※の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数 2口

	8E	8I	8H	8F
疾病入院保険金日額 病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度	5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
疾病手術費用保険金額	2026年度より廃止			
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金額	5万円	5万円	5万円	5万円
疾病長期入院時保険金額*	10万円（入院90日ごと） ※2口お申込みの場合も10万円			
疾病退院時一時金額	5万円	-	-	-
疾病通院保険金日額 退院した日の翌日から180日以内 30日限度	3,000円	3,000円	3,000円	-
葬祭費用保険金額	150万円	-	-	-

月額保険料

プラン	8E	8I	8H	8F					
加入口数	1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口	
2026.4.21 時点の年令	生後15日以上～4才	910円	1,810円	740円	1,470円	520円	1,030円	500円	990円
[年令別] 月額保険料	5～9才	590円	1,170円	560円	1,110円	400円	790円	390円	770円
	10～14才	330円	650円	300円	590円	220円	430円	210円	410円
	15～19才	350円	690円	300円	590円	210円	410円	200円	390円
	20～24才	540円	1,070円	470円	930円	330円	650円	320円	630円
	25～29才	780円	1,550円	700円	1,390円	480円	950円	460円	910円
	30～34才	1,070円	2,130円	960円	1,910円	660円	1,310円	630円	1,250円
	35～39才	1,150円	2,290円	1,000円	1,990円	690円	1,370円	650円	1,290円
	40～44才	1,230円	2,450円	1,010円	2,010円	700円	1,390円	650円	1,290円
	45～49才	1,630円	3,240円	1,270円	2,520円	870円	1,720円	790円	1,560円
	50～54才	2,250円	4,480円	1,690円	3,360円	1,160円	2,300円	1,030円	2,040円
	55～59才	3,240円	6,440円	2,380円	4,720円	1,620円	3,200円	1,440円	2,840円
	60～64才	4,890円	9,720円	3,500円	6,940円	2,370円	4,680円	2,120円	4,180円
	65～69才	7,680円	15,260円	5,410円	10,720円	3,640円	7,180円	3,270円	6,440円
	70～74才	11,630円	23,100円	8,040円	15,920円	5,410円	10,660円	4,770円	9,380円
	75～79才	18,990円	37,640円	12,900円	25,460円	8,580円	16,820円	7,610円	14,880円

①ご注意点

疾病退院時一時金

疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。

告知に該当する場合のお引受けについて

「病気保険」では、新たにお申みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客様まで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は別冊P37～P38を必ずご確認ください。

割引率
30%

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

+先進医療費用保険金

被保険者になる方：社員本人・そのご家族 病気保険（基本補償）ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数 1口

先進医療費用保険金額	S
1,000万円	60円

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。（技術料に加え、交通費・宿泊費も補償）

【先進医療の例】 最先端の医療 先進医療

先進医療にかかる費用は全額自己負担です。

重粒子線治療	約314万円
陽子線治療	約266万円

厚生労働省「第127回先進医療会議」資料の「令和5年度先進医療技術の実績報告等について【先進医療A】」を元に引受保険会社にて試算

先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

+本人介護一時金

被保険者になる方：社員本人・そのご家族 病気保険（基本補償）ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

※下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数 3口

特約区分	K2		
親介護一時金額	1一時金	2休業補償	3一時金+休業補償
フランチャイズ期間：30日 要介護2以上	100万円	-	100万円
親の介護による休業補償保険金額 免責期間：93日 てん補期間：9か月 要介護2以上	-	10万円	10万円

2026.4.21時点の年令	年令別	月額保険料
生後15日以上～4才	10円	
5～9才	10円	
10～14才	10円	
15～19才	10円	
20～24才	10円	
25～29才	10円	
30～34才	10円	
35～39才	10円	
40～44才	10円	
45～49才	20円	
50～54才	40円	
55～59才	90円	
60～64才	200円	
65～69才	470円	
70～74才	1,060円	
75～79才	2,350円	
80～84才	6,080円	
85～89才	12,280円	

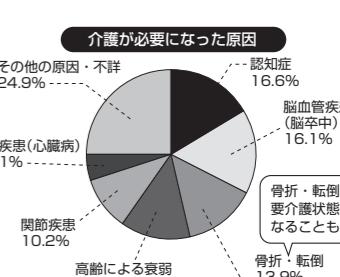
Kプラン

（要介護3以上）

の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。

親介護一時金は、介護のため一時に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

親の介護による休業補償保険金は、要介護状態である親（介護対象者）を介護するため、子（被保険者）が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ず確認ください。

厚生労働省
「国民生活基礎調査」／2022年から作成

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人 および 家族	*○	P3～ P9

*一部プラン変更

ケガ保険
病気保険
賠償品保険
ゴルフ
長期収入
社保
生活習慣病

賠償保険・携行品保険

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人*	<input type="radio"/>	P10~P12

*賠償部分：家族は自動対象
携行品：家族型あり

賠償保険 補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ
※社員本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。（傷害死亡・後遺障害保険金を除く）

5F	
日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 ※社員本人のみ対象	100万円
月額保険料	210円

ご注意点

対象地域

「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償^(注)）、「受託物賠償」は国内で借りたものの国内外で補償^(注)します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。
(注)詳細は別冊P 10、P 11をご参照ください。

日常生活賠償でお支払い対象となる事故

社員本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）

天災危険補償対象外

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

携行品保険 補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

10 F		10 G	
補償対象者	本人	本人・ご家族*	
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円	
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50万円	50万円	
月額保険料	180円	360円	

※家族の範囲は15ページ<Q 4>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

ご注意点

携行品とは

住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ず別冊P 12、P 20をご参照ください。

天災危険補償対象外

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

修理不能の場合

修理できない場合、または修理代が再調達額を超えた場合は、再調達額を損害の額とします。

免責金額

免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。

支払限度額

損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき1万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルファー賠償責任保険特約
ゴルファー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルファー賠償責任保険特約

長期収入サポートプラン



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人	X	P19~P20

長期収入サポートプラン

補償内容

ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合（最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)）補償します。

被保険者になる方：社員本人のみ

加入限度口数 5 口

最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金（1口）		A 5万円／月	
2026.4.21 時点の年令		男 性	女 性
15～24才	15～24才	314円	208円
25～29才	25～29才	330円	269円
30～34才	30～34才	398円	372円
35～39才	35～39才	492円	524円
40～44才	40～44才	682円	794円
45～49才	45～49才	899円	1,042円
50～54才	50～54才	1,061円	1,160円
55～59才	55～59才	1,010円	992円

●免責期間（支払対象外期間）は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします!!

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)の長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気が原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(※)補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養*に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。

*医師の指示によるものに限ります。

一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します！

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

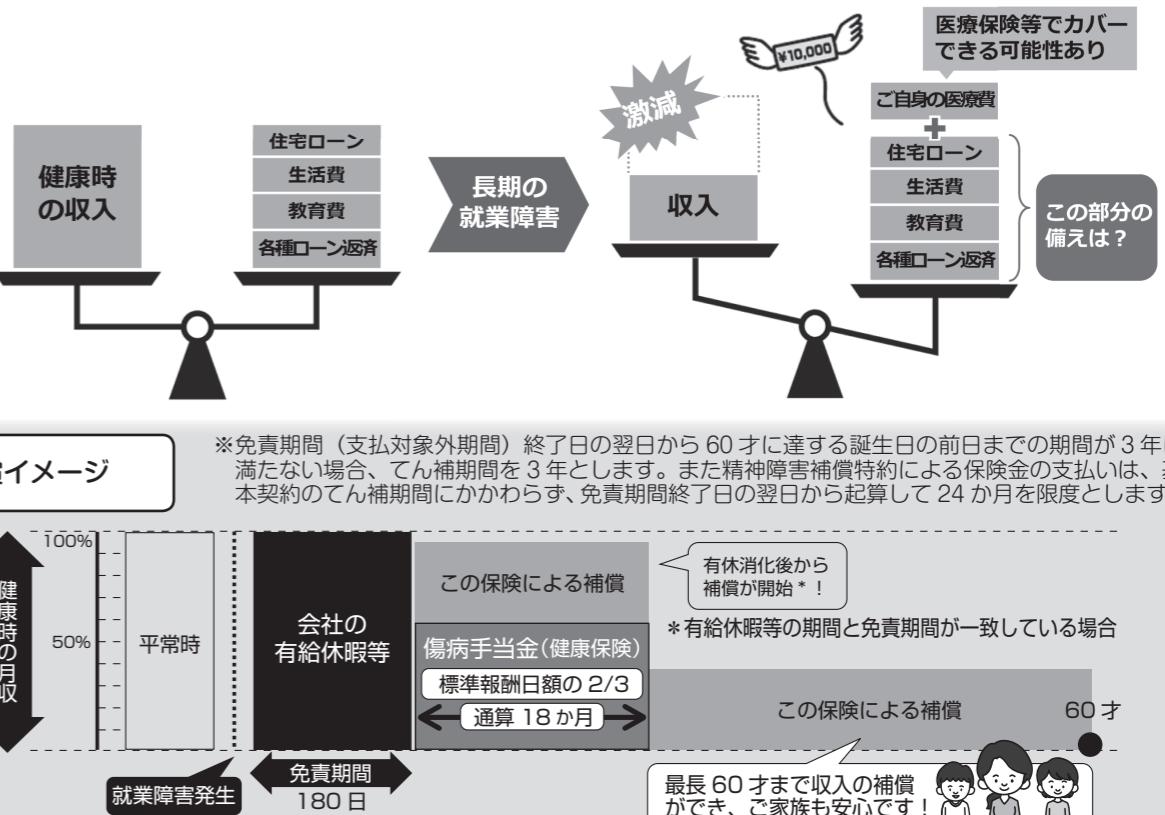
現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

(※)ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。

『長期収入サポートプラン』は、長期間働けなくなったとき、
皆さまの生活をサポートします。

健康で働ける時に保たれている
収支のバランスも…

就業障害が長期化すると
大変なことに…



支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が 2 年間続いた。職務復職したものの 1 年間は正常勤務ができず月の所得額が 50% 減少した（所得喪失率が 50% であった）が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額（支払基礎所得額）25万円（5 口加入）の場合

免責期間	25 万円 × 100% × 2 年間 = 600 万円	25 万円 × 50% × 1 年間 = 150 万円
就業障害発生	当初 2 年間 (所得喪失率 100%)	一部復職後 1 年間 (所得喪失率 50%)
3 年間の支払総額 750 万円		

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知を行なう場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

web 手続き：「加入内容の確認」画面にて、既加入内容が表示

されておりませんので、「内容変更」ボタンを押下し、加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

加入申込票：「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。

なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

<告知の結果、お引受けできない場合>

ご加入を継続いただくことができません。

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体損害保険 Q & A

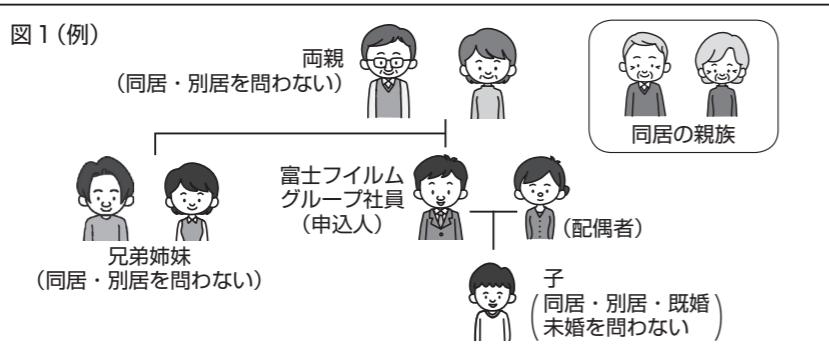


皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！

加入の可否

Q1 ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になりますか？

A1 家族のうち被保険者本人になる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



Q2 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、お手続きください。手続き方法は、Web の場合は、「加入内容の確認」画面より、「内容変更」のボタンを押下して、姓を変更いただき、加入申込票の場合打ち出している旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

Q3 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）
ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

Q4 賠償保険、携行品保険の10G プランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊 P25 をご覧ください。

健康に関する告知

Q5 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。

詳細については、別冊 P36～P40 をご確認ください。

*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

Q6 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。

*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

Q7 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 繼続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は発病時点の保険契約の条件で判断することがございます。

変更・脱退

Q8 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付をしておりません。

これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただきますようお願いいたします。

<新規加入>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。

例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合

<被保険者の追加>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。

例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合

<全部脱退>これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。

<被保険者の脱退>これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きができない内容の例】

例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）

例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）

例：ケガ保険のプラン 1A に加入しているが、2B に変更したい場合（プランの変更）

補償内容

Q9 「ケガ」とはどういうものをいうのでしょうか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行なうことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊 P21 の<※印の用語のご説明>をご覧ください。

Q10 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 異常妊娠、異常分娩または産じょく期の異常の場合は、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊 P 3をご覧ください。

Q11 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（=初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることができます。

Q12 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となります。

Q13 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A13 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えていたため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

Q14 「病気保険」、「長期収入サポートプラン」で精神的な病気も補償されますか？

A14 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳しくは別冊 P 3～9 の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
「長期収入サポートプラン」は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳しくは別冊 P19～20 の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

Q15 「携行品保険 10F」に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象なりません。

Q16 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

Q17 「ゴルファー向け保険 6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

Q18 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A18 「病気保険」（葬祭費用保険金は除きます）・「長期収入サポートプラン」が生命保険料控除の対象です。

Q19 退職した場合、継続加入できますか？

A19 表1

補償プラン	補償プラン
ケガ保険 (1A・2A)	24 時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）のうちいずれかでの継続となります。
ケガ保険 (1A・2A 以外)	このまま継続が可能です。
病気保険（基本補償）	このまま継続が可能です。
賠償保険	このまま継続が可能です。
携行品保険	このまま継続が可能です。
ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。



社員グループ保険

団体定期保険 I 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

◆死亡保障・高度障がい保障

※別冊 P45 ~ 48 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P49 ~ 50 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ~ 50 および P51 ~ 52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊 ページ
本人 or 本人・配偶者・こども	△	P43~50 P51~52

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

保障内容はニーズに合致していますか。

ご自分が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。

2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、別冊P49~50に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。

3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。

（ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。）

4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。（配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。）

5 主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※2025年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

6 被保険者の数が引受け保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）

7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り（年金払特約）」をご参照ください。



■ 保障額と保険料 ■ 当保険は保険料会社負担部分の加入対象者のみ加入いただけます。

※加入資格の詳細については別冊P43をご確認ください。

年齢群団別 男女別月払保険料（概算）

（保険料の単位：円）

対象	本 人												ケガ 保 険			
	配偶者						本 人									
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円		
保険年齢	15歳～35歳 (H2.10.2生～ H23.10.1生)	男性	148	298	498	996	1,494	1,992	2,490	2,988	3,486	3,984	4,482	4,980	5,478	5,976
		女性	113	228	381	762	1,143	1,524	1,905	2,286	2,667	3,048	3,429	3,810	4,191	4,572
36歳～40歳 (S60.10.2生～ H2.10.1生)	男性	174	350	583	1,167	1,750	2,334	2,917	3,501	4,084	4,668	5,251	5,835	6,418	7,002	
	女性	155	312	520	1,041	1,561	2,082	2,602	3,123	3,643	4,164	4,684	5,205	5,725	6,246	
41歳～45歳 (S55.10.2生～ S60.10.1生)	男性	219	439	732	1,464	2,196	2,928	3,660	4,392	5,124	5,856	6,588	7,320	8,052	8,784	
	女性	178	358	597	1,194	1,791	2,388	2,985	3,582	4,179	4,776	5,373	5,970	6,567	7,164	
46歳～50歳 (S50.10.2生～ S55.10.1生)	男性	290	582	970	1,941	2,911	3,882	4,852	5,823	6,793	7,764	8,734	9,705	10,675	11,646	
	女性	231	463	772	1,545	2,317	3,090	3,862	4,635	5,407	6,180	6,952	7,725	8,497	9,270	
51歳～55歳 (S45.10.2生～ S50.10.1生)	男性	441	883	1,472	2,945	4,417	5,890	7,362	8,835	10,307	11,780	13,252	14,725	16,197	17,670	
	女性	383	768	1,280	2,560	3,840	5,120	6,400	7,680	8,960	10,240	11,520	12,800	14,080	15,360	
56歳～60歳 (S40.10.2生～ S45.10.1生)	男性	500	1,002	1,671	3,343	5,014	6,686	8,357	10,029	11,700	13,372	15,043	16,715	18,386	20,058	
	女性	479	960	1,600	3,200	4,800	6,400	8,000	9,600	11,200	12,800	14,400	16,000	17,600	19,200	
61歳～65歳 (S35.10.2生～ S40.10.1生)	男性	530	1,062	1,770	3,540	5,310	7,080	8,850	10,620	12,390	14,160	15,930	17,700	19,470	21,240	
	女性	490	982	1,637	3,274	4,911	6,548	8,185	9,822	11,459	13,096	14,733	16,370	18,007	19,644	
66歳～70歳 (S30.10.2生～ S35.10.1生)	男性	571	1,143	1,906	3,813	5,719	7,626	9,532	11,439	13,345	15,252	17,158	19,065	20,971	22,878	
	女性	506	1,013	1,689	3,379	5,068	6,758	8,447	10,137	11,826	13,516	15,205	16,895	18,584	20,274	

対象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300 万円	400 万円
保険年齢		
3歳～22歳 (H15.10.2生～ R5.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は4月給与から）
- 『本人・配偶者』の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は2026年4月1日）から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 『こども』の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、2025年10月29日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6ヶ月以下は切捨て、6ヶ月超は切上げます。（例：19歳7ヶ月の被保険者の年齢は20歳となります。）
- 配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 保険サービスセンターにご照会ください。
〔退職時のお取扱い〕退職後のお取扱いについては、別冊P43・P51をご確認ください。

保険料会社負担部分について

当制度は役員・社員・嘱託の方々の万一の場合に備え、会社が保険料を負担し、役員・社員・嘱託の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、パンフレット（別冊）P51に記載している個人情報の取扱いとのおりです。

保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただけない場合は、2月5日までにFFBX 保険サービスセンターまでお申し出ください。

加入対象者	役員・社員・嘱託
保険金	死亡保険金額・高度障がい保険金額100万円
保険金受取人	弔慰金規程の定めに基づく死亡保険金受取人

社員グループ保険

団体定期保険一Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P51～52 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

【死亡保険金】引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。

【高度障がい保険金】引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（＊2）
- （＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。
- （＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
 - ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取される目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険

病気保険

賠償品保険

ゴルフ意外保険

サポートプラン

社員グループ保険

生活習慣病



社員グループ保険

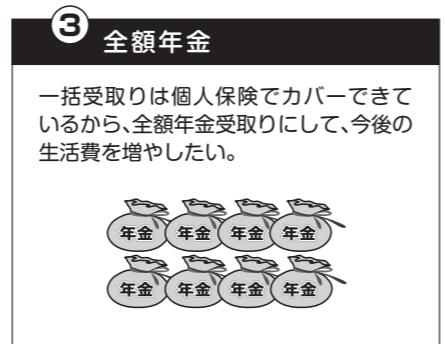
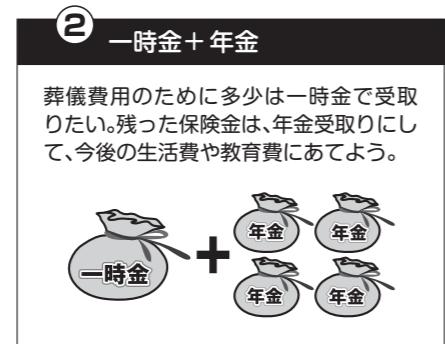
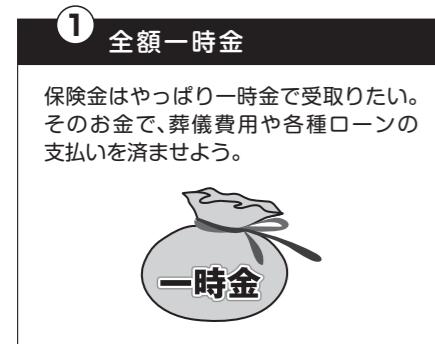
団体定期保険一Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊P43～50およびP51～52の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

MEMO

保険金の年金受取り(年金払特約)

- 万一の場合、残されたご家族の日々の生活費としても活用いただくことができます。
- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
- ※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
- ※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。



【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
受取期間		5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型	定額型・遅増型(年5%の単利)		
年金受取り	次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6ヶ月ごと) ③年4回受取り(3ヶ月ごと)		
年金受取開始日	次のいずれかを選択(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)		
一括受取請求	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。 <input type="radio"/> 年金とともに受取る方法 <input type="radio"/> 年金の買増にあてる方法 <input type="radio"/> 利息をつけて積立てる方法		
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について	所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受け保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。		

●第1回年金額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)

●年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金額40万円以上の設定が必要となります。

●保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6ヶ月超の場合のみ選択可能です。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



ケガ保険
病気保険
賠償保険
ゴルファー向保険
長サポートプラン
社員グループ保険
生活習慣病保険

生活習慣病保障プラン <無配当医療保障保険(団体型)>

保険契約者 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
引受保険会社 大樹生命保険株式会社

ご加入対象 退職後継続 別冊ページ
本人・配偶者 × P53~56

制度の特徴

◎所定の生活習慣病による入院(1泊2日以上)と手術を保障

所定の生活習慣病とは、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患です。



◎所定の三大疾病と診断されたときに一時金100万円保障

所定の三大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中です。



代理請求制度が指定代理請求制度に変更となりました。(「お取扱い内容」・別冊の「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。)

お取扱い内容

加入資格	健康で正常に勤務されている富士フィルムビジネスイノベーション、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン・関連会社の役員・従業員、および健康で正常に日常生活を営んでいるその配偶者で2026年4月1日現在、以下に該当する方。 本人 : 15歳6か月超69歳6か月以下(昭和31年10月2日~平成22年10月1日生まれ)の方。 配偶者 : 満18歳以上69歳6か月以下(昭和31年10月2日~平成20年4月1日生まれ)の方。 ※一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。
配偶者の加入	●配偶者とは、公的医療保険制度(健康保険)の加入者で、かつ、本人と同一戸籍の方です。 ●配偶者のお申込みにあたっては、被保険者となることへの同意および本人の加入が必要です。 ●夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。 ●配偶者は本人の加入する口数を超えることはできません。
責任開始期(加入日)	●2026年4月1日
受取人	●各給付金の受取人は配偶者分も含めて本人(主契約の被保険者)となります。 ※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されれば、本人が了知している(告知を受けている)ものとして本人に各給付金をお支払いします。 【指定代理請求人について】 ●本人の給付金については、指定代理請求人の指定が可能です。詳細は「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。 ●三大疾病診断給付金に指定されている代理請求人については、制度改定によりその指定が無効になり、新制度の指定代理請求人を改めてご指定いただく必要があります。なお、現在指定されている代理請求人をweb申請画面または申込書に表示しておりますので、表示されている代理請求人から変更する意思表示がなければ新制度の指定代理請求人として再指定されたものとして取り扱うこととします。
脱退	●退職(死亡含む)された場合には、当制度から脱退していただきます。 ●本人が脱退(死亡含む)された場合には、配偶者も同時に脱退となります。 ●脱退された場合、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。
中途変更	●保険期間途中での加入・口数の変更・脱退(退職した場合を除く)はお取扱いできません。
保険料の払込方法	●4月分給与より引き去り開始、以降毎月給与より引き去ります。
税法上の取扱い	●お払込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(所得税法第76条) ●本人(主契約の被保険者)が受け取る給付金は非課税となります。(所得税法施行令第30条) ※2025年8月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。
制度の運営	●当パンフレット・別冊は、無配当医療保障保険(団体型)に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したもので、記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

別冊P53~56の「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」を必ずご確認のうえお申込みください。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

この保険は、所定の病気による所定の入院等の保障を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、当パンフレット・別冊(「特に重要なお知らせ(契約概要)」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご加入にあたっての留意点」)に記載されているこの保険商品の保障内容等(主に右の内容)について申込者さま全員(配偶者含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

- 保障内容(目的とする給付事由が含まれていますか)
- 保険料(保険料の水準、払込方法、払込期間はニーズに合致していますか)
- 保障額(給付金額は必要な金額となっていますか)
- 保険期間(目的とする期間の保障となっていますか)
- 配当金(配当金のない商品です。ニーズに合致していますか)

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の**公的保険ポータル**はこちら



保障内容と月払保険料(概算)

保障内容	加入対象	本 人・配偶者		
		1口プラン	3口プラン	5口プラン
<生活習慣病入院給付金> 所定の生活習慣病(*1)で入院をしたとき (1泊2日からの入院1日あたり)		1,000円	3,000円	5,000円
<生活習慣病手術給付金> 所定の生活習慣病(*1)で所定の手術を受けたとき (手術の種類に応じて1回につき)	4・2・1万円	12・6・3万円	20・10・5万円	
<三大疾病診断給付金> 所定の三大疾病と診断されたとき(*2) (一時金でお支払い)	100万円	100万円	100万円	
保険年齢	生年月日	月払保険料(概算)		
16~19歳	H18.10.2~H22.10.1	71円	113円	155円
20~24歳	H13.10.2~H18.10.1	71円	113円	155円
25~29歳	H8.10.2~H13.10.1	111円	153円	195円
30~34歳	H3.10.2~H8.10.1	208円	264円	320円
35~39歳	S61.10.2~H3.10.1	368円	444円	520円
40~44歳	S56.10.2~S61.10.1	586円	698円	810円
45~49歳	S51.10.2~S56.10.1	916円	1,088円	1,260円
50~54歳	S46.10.2~S51.10.1	1,275円	1,525円	1,775円
55~59歳	S41.10.2~S46.10.1	1,934円	2,282円	2,630円
60~64歳	S36.10.2~S41.10.1	2,920円	3,440円	3,960円
65~69歳	S31.10.2~S36.10.1	4,186円	4,938円	5,690円

*1 所定の生活習慣病とは、**ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患**をいいます。

*2 所定の三大疾病(**ガン・急性心筋梗塞・脳卒中**)と診断され、所定の状態となった場合にお支払いします。

※支払事由の詳細は別冊「特に重要なお知らせ(契約概要)」(別表)【お支払い内容の詳細】をご確認ください。

また、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は、別冊「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。

※上記保険料は、主契約の被保険者数(配偶者は含みません)が100~199名の場合の概算月払保険料です。

加入者数が増減した場合には保険料も変動します。正規保険料は申込締切後算出し、初回保険料より適用します。

ご加入対象 退職後継続 別冊ページ
本人・配偶者 × P53~56

ケガ保険
病気保険

賠償品保険
ゴルフアーリング
長期収入
サポートプラン
社員グループ
保険

生活習慣病
保険

◎引受保険会社一覧

(2026年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります)
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社はそれぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。
また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、各保険会社の引受割合については、後日確定します。富士フィルムビジネスイノベーション株式会社へお問い合わせください。

【損害保険】

- ケガ保険
- 病気保険
- 賠償保険
- 携行品保険
- ゴルファー向け保険
- 長期収入サポートプラン

(病気保険は、三井住友海上火災保険株式会社 100%の引受となります。)

幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

東京海上日動火災 損保ジャパン セコム損保 あいおいニッセイ同和
(2026年4月21日以降、変更の可能性があります。)

- 自動車保険
- 火災保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL 03-6865-4157

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社

グリーンビジネス本部 化学産業営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL 03-3285-0216

作成年月：2025年9月 募集文書番号：25TC-002713

- ペット保険

アニコム損害保険株式会社

あんしんサービスセンター

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 0800-888-8256

募集文書番号：P2510-001970

【生命保険】

- 医療保険
- がん保険

〔引受保険会社〕アフラック

法人第二営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-6374-1422

AF006-2025-0582 10月3日(271003)

- 医療保険（生活習慣病保障プラン）

〔引受保険会社〕大樹生命保険株式会社 法人営業第二部

〒105-7190 東京都港区東新橋1-5-2

TEL 03-6735-8760

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕日本生命保険相互会社（事務幹事） 法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険（三井住友海上）	ケガ保険	三井住友海上 事故受付センター 0120-258-189 (24時間365日受付サービス)
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)		富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター 0120-553-053 (土日・祝日を除く平日 10:00~15:00)
生活習慣病保障プラン (大樹生命)		

お問い合わせ先／代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL **03-6300-6745** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6（団体保険募集）をお選びください。（ガイダンスの途中でもお進みいただけます。）

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>